

柏崎市男女共同参画基本計画推進状況報告書

令和3年度（2021年度）実績・令和4年度（2022年度）計画



【令和4（2022）年8月4日 男女共同参画審議会資料】

目 次

基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり	1
基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり	6
【柏崎市女性活躍推進計画】	
基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり	10

【令和3年度（2021年度）の評価】

＜以下の4段階で評価を行う＞

- A：大いに効果・成果があった（事業計画以上の取組を行った又は前年より事業を拡充して実施した）
- B：効果・成果があった（事業計画に沿って実施した）
- C：効果・成果が薄かった（事業計画の一部が実施できなかった）
- D：効果・成果がなかった（実施しなかった）

計画の体系

目指す姿	基本目標	重点目標	施策の方向
男女の人権が尊重され、あらゆる分野に参画できる調和のとれた社会	I 男女共同参画の推進に向けた社会づくり	1 男女共同参画への理解の促進   2 政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大  3 地域における男女共同参画の推進 	1 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進 2 男女平等の視点に立った教育の推進 3 審議会等への女性の参画推進 4 管理職等への女性の積極的登用にに向けた意識啓発の推進 5 地域活動における男女共同参画の推進 6 防災分野における男女共同参画の推進
	II 女性が活躍できる基盤づくり 【柏崎市女性活躍推進計画】	4 働く場での男女平等の推進      5 男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進   	7 雇用や就労環境における男女平等の推進 8 職場におけるハラスメント防止に向けた取組の推進 9 就職・再就職の支援 10 男性の育児・介護休業の取得の促進 11 仕事と生活の両立ができる職場環境の構築 12 家庭生活における男女共同参画の意識づくり 13 子育て・介護支援体制の整備・充実
	III 男女の心とからだを守る環境づくり	6 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援 【柏崎市DV防止基本計画】  7 男女の性の尊重と健康支援   8 困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備  	14 DVを許さない社会づくりの推進 15 安心して相談できる体制の整備 16 安全な保護体制の整備と自立支援の充実 17 生涯を通じた男女の性への理解の推進 18 ライフステージに応じた健康づくりの支援 19 生活上の困難を抱える人への自立支援 20 障がいのある人や高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援

基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり

重点目標1 男女共同参画への理解の促進

指標	項 目	26(2014)年度実績値	1(2019)年度実績値	7(2025)年度目標値	根拠等
	社会全体として男女が平等であると思う人の割合	17.1%	17.7%	30.0%	市民意識調査
	性別による固定的な役割分担の考え方にとられない人の割合	59.8%	73.5%	80.0%	市民意識調査
	学校教育の現場において男女が平等であると思う人の割合	62.0%	57.7%	70.0%	市民意識調査

基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり

重点目標1 男女共同参画への理解の促進

男女共同参画基本計画の内容		令和3(2021)年度事業計画	令和3(2021)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和4(2022)年度事業計画	実施区分	所管課	
No.	施策の方向								主な事業・概要
1	1 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進	1 広報・啓発活動の実施 (事業概要) ・広報紙やホームページ等の活用による意識啓発のための情報を提供します。 ・市民向けの講座や講演会を開催します。 ・固定的役割分担・慣習の解消や男女平等の考え方を、関係機関、団体等と連携・協力して啓発します。 ・情報発信する際の男女共同参画の視点に立った表現を周知・徹底します。	・男女共同参画週間にパネル展を実施する。高柳町事務所、西山町事務所で懸垂幕やポスターを掲示する。 ・男女共同参画啓発広報誌「あいむ柏崎」を発行する(発行:かしわざき男女共同参画推進市民会議(事務局:人権啓発・男女共同参画室))。 ・かしわざき男女共同参画推進市民会議と協働で男女共同参画に関する講演会を開催する。 ・ワーク・ライフ・バランスに関連したセミナーを事業所や市民向けに開催する。 ・各種事業を活用し、性別による固定的な役割分担、慣習の解消と男性のための男女共同参画を市民団体等と連携して啓発する。	・男女共同参画週間に市役所ロビーでパネル展を実施した。高柳町事務所、西山町事務所に懸垂幕とポスターを掲示した。 ・あいむ柏崎を2回発行し、市内全戸回覧を行った。 ・かしわざき男女共同参画推進市民会議と協働し、講演会を開催した。 5月22日(土)「アンコンシャスバイアス(無意識の偏見)について」講師:新潟産業大学大石友子教授。参加者38人 ・かしわざき男女共同参画推進市民会議と作成した「家事シェアリーフレット」を市内事業所訪問の際に配布するなど性別による固定的な役割分担意識解消の啓発に努めた。	【効果・成果】 ・広報誌の全戸回覧により、男女共同参画に関する啓発の一助となった。 ・講演会を通して、多様性を認め合う社会の実現について理解を深めることができた。 【課題】 ターゲットを絞った広報や啓発活動の検討	B	・男女共同参画週間にパネル展を実施する。高柳町事務所、西山町事務所で懸垂幕やポスターを掲示する。 ・男女共同参画啓発広報誌「あいむ柏崎」を発行する(発行:かしわざき男女共同参画推進市民会議(事務局:人権啓発・男女共同参画室))。 ・かしわざき男女共同参画推進市民会議と協働で男女共同参画に関する講演会を開催する。 ・ワーク・ライフ・バランスに関連したセミナーを事業所や市民向けに開催する。 ・各種事業を活用し、性別による固定的な役割分担、慣習の解消と男性のための男女共同参画を市民団体等と連携して啓発する。	継続	人権啓発・男女共同参画室
2	2 市民団体等の育成と活動支援	2 市民団体等の育成と活動支援 (事業概要) ・男女共同参画を推進する市民団体等の育成と活動を支援します。 ・市民団体の連携と交流を推進します。	・男女共同参画を推進するかしわざき男女共同参画推進市民会議の運営に事務局として参画し、団体の育成及び活動を支援する。 ・かしわざき男女共同参画推進市民会議と協働で、家族で参加できる「親子わんだーランド」や父子が一緒に取り組める講座「お父さんと作るクリスマスケーキ」を開催する。	・かしわざき男女共同参画推進市民会議企画運営委員会への参画 11回 ・各種事業の協働開催 ままだってDIY 参加者:7組14人 ぱぱだってクリスマスケーキ 参加者:6組12人 親子わんだーランド、ぱぱだってオムライスは新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止した。	【効果・成果】 市民団体の啓発活動に支援ができた。 【課題】 市民団体草創期のメンバーから次の世代への継承	C	・男女共同参画を推進するかしわざき男女共同参画推進市民会議の運営に事務局として参画し、団体の育成及び活動を支援する。 ・かしわざき男女共同参画推進市民会議と協働し、家庭における男女共同参画意識向上に資する各種事業を開催する。	継続	人権啓発・男女共同参画室
3	3 男女共同参画社会形成のための学習機会、学習情報の提供	3 男女共同参画社会形成のための学習機会、学習情報の提供 (事業概要) ・女性も男性も個性と能力を発揮し、多様な生き方を選択し、社会のあらゆる分野に参画するための学習機会を提供します。	・コミセン、町内会や各小中学校、保育所、老人クラブに周知するとともに、市のホームページに掲載し、幅広い団体から活用をしてもらうよう周知する。	・講座メニューの見直しを実施 講座メニュー数:76講座 ・25講座実施 参加者数:487人(男性116人、女性151人、不明220人) 男女が解る者での比率 男性43%、女性57% 女性の参加率が高いが大きく偏ることなく、男女とも学習機会を提供した。 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申し込み後にキャンセルする講座もあった。また、マスクの着用や換気、名簿の整備などチェックリストを配布し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努め事業を実施した。	【効果・成果】 幼稚園や保育園、小学校、コミセン、町内会等様々な団体から申し込みがあり、男女ともに多様な年齢層に学習の機会を提供することができた。 【課題】 行政情報を市民の皆様知ってもらう講座なので、今後も周知を行い継続していく必要がある。	B	コミセン、町内会や各小中学校、保育所、老人クラブに周知するとともに、市のホームページに掲載し、幅広い団体から活用をしてもらうよう周知する。	継続	文化・生涯学習課

基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり										
重点目標1 男女共同参画への理解の促進										
男女共同参画基本計画の内容			令和3(2021)年度事業計画	令和3(2021)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和4(2022)年度事業計画	実施区分	所管課	
No.	施策の方向	主な事業・概要								
4	2 男女平等の視点に立った教育の推進	4 児童生徒への男女平等教育の推進 (事業概要) ・男女平等意識を育む教育を推進します。	・人権課題としての女性問題を扱いながら、道徳、家庭科、社会科、キャリア教育等の授業や行事、児童会・生徒会活動等を通して、全小・中学校で継続して、男女平等意識を育む教育を実践する。	・全ての学校で人権教育強調期間を設け、一人一人の個性や多様性を認め合える人権尊重の精神の涵養に努めた。また道徳に限らず、家庭科、社会科の授業や行事、児童会・生徒会活動等を通して、男女平等意識の醸成を図った。	【効果・成果】 授業や学校行事等で男女を問わずに活躍できる場を設定しているため、学校における男女平等の考えに基づく活動は浸透している。 【課題】 自己のキャリア形成を核に、引き続き男女平等意識を育んでいく。	B	・人権課題としての女性問題を扱いながら、道徳、家庭科、社会科、キャリア教育等の授業や行事、児童会・生徒会活動等を通して、全小・中学校で継続して、男女平等意識を育む教育を実践する。	継続	学校教育課	
		5 教職員研修の実施 (事業概要) ・男女共同参画の視点を養うための小・中学校教職員研修を実施します。	・男女共同参画の視点を養うことを始め、あらゆる差別の解消に向けて小・中学校教職員研修を実施する。 ・養護教諭対象の授業づくり講座を2回実施する。	・あらゆる差別の解消に向けた啓発を目的に、5月に転入及び新採用教職員を対象とした人権教育、同和教育研修会を実施した。あらゆる差別の解消に向けた啓発を行うことで男女共同参画の視点を養うことができた。 ・養護教諭対象の授業づくり講座を1回実施した。	【効果・成果】 あらゆる差別の解消に向けた研修会を継続して実施してきたことで、教職員の男女共同参画の意識が浸透してきている。 【課題】 各校での校内研修を充実させるための資料提供をしていく必要がある。	B	・男女共同参画の視点を養うことを始め、あらゆる差別の解消に向けて小・中学校教職員研修を実施する。	継続	教育センター	
6	6 保護者への情報提供と啓発 (事業概要) ・保護者に対して人権や男女平等教育に関する情報を提供します。 ・保護者に対して進路選択情報等を提供します。	6 保護者への情報提供と啓発 (事業概要) ・保護者に対して人権や男女平等教育に関する情報を提供します。 ・保護者に対して進路選択情報等を提供します。	・学校たよりや学年たよりを活用し、保護者に対し人権や男女平等教育、キャリア教育に関する情報を提供する。また、授業を公開し、人権啓発を行う。 ・保護者に対する進路選択情報を提供する。	・学校たよりや学年たよりを活用し、保護者に対し人権や男女平等教育、キャリア教育に関する情報を提供した。コロナ禍ではあったが、開催方法を工夫して人権啓発にかかわる授業を行った。 ・保護者に対する進路選択情報を提供した。	【効果・成果】 人権啓発の授業や取組が定着しているため、学校たよりや学年たよりによる保護者への情報提供を定期的に行うことができています。 【課題】 家庭への人権啓発を行うには、公開授業や対面機会を設けることが効果的である。	B	・学校たよりや学年たよりを活用し、保護者に対し人権や男女平等教育、キャリア教育に関する情報を提供する。また、授業を公開し、人権啓発を行う。 ・保護者に対する進路選択情報を提供する。	継続	学校教育課	
			・保育園長会議や幼稚園長会議などにおいて、人権の尊重や男女平等に関する情報の提供を行い、園長を介した園職員の継続的な意識醸成を図る。また、園職員を介した保護者への継続的な情報提供を行う。	保育園職員全体会により、主管課を講師で招き、アンコンシャス人権研修会を実施した。子どもの人権擁護や子どもを尊重する保育などを学び、園長から園職員に対し、継続的な意識の醸成に取り組んだ。また、園職員から保護者への継続的な情報提供を行った。(5回開催、参加者190人)	【効果・成果】 園職員全体で共通認識を持ち、子どもの人権擁護などの情報や保護者が家庭において気軽に人権や男女平等を話題にできるよう情報の収集に努めた。 【課題】 引き続き、保護者へ取り組みの重要性を正しく伝えていく必要がある。	B	保育園等の園長会議などにおいて、人権の尊重や男女平等に関する情報の提供を行い、園長を介した園職員の継続的な意識醸成を図る。また、園職員を介した保護者への継続的な情報提供を行う。	継続	保育課	
8	7 メディア・リテラシー(情報活用能力)の育成 (事業概要) ・男女共同参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力を養うための情報と学習機会を提供します。	7 メディア・リテラシー(情報活用能力)の育成 (事業概要) ・男女共同参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力を養うための情報と学習機会を提供します。	・児童生徒及び保護者を対象としたメディア・リテラシー育成のための講演会、学習会を継続して実施する。 ・GIGAスクールの実施にあわせ、「中学生メディア共同宣言」を基にした活動を一層進め、正しいメディアの利活用に関する意識の高揚を図る。	・小学校20校、中学校11校で「中学生メディア共同宣言」を周知、活用し、メディア・リテラシーの指導を行った。 ・小学校12校、中学校4校で、就学時健康診断時や入学説明会等の機会を捉え、保護者参加型の学習会を実施した。また、保護者向け情報モラル啓発資料を配付し、正しいメディアの利活用に関する意識高揚を図った。	【効果・成果】 中学校区で保護者とともにメディア・リテラシーについて学ぶ機会が継続して行われている。 【課題】 状況の変化に対応しながら、メディアの利便性について学ぶとともに、情報拡散等の危険性についても含め、正しいメディア利活用の学びを年間継続してつくる。	B	・児童生徒及び保護者を対象としたメディア・リテラシー育成のための講演会、学習会を継続して実施する。 ・自校の実態に即した学びができるよう、「中学生メディア共同宣言」の自校化を目指し、正しいメディアの利活用に関する意識の高揚を図る。	継続	学校教育課	
			・日常生活で受信している情報について、開催する講座を通して、男女の役割等の固定観念にとらわれないメディア・リテラシー育成機会を提供する。	・オンライン講座(対象…中、高、一般) 「学生のための知って得するスポーツ栄養」を実施した。 オンライン受講…4人 サテライト受講…2人 計 6人	【効果・成果】 作られた映像ではなく、講師が直接情報を発信することにより、情報を正しく判断することができた。 【課題】 男女共同参画の視点での啓発	B	Web会議ツールを使用して、講師から発信される情報を直接受講できる学習機会を提供する。	継続	文化・生涯学習課	
9										

基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり
重点目標2 政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大

	項 目	26(2014)年度実績値	1(2019)年度実績値	7(2025)年度目標値	根拠等
指標	市の審議会等の女性登用率	28.8%	32.5%	40.0%	人事課調べ

	3(2021)年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	7(2025)年度
実績	38.3%				

基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり									
重点目標2 政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大									
男女共同参画基本計画の内容			令和3(2021)年度事業計画	令和3(2021)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和4(2022)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向	主な事業・概要							
10	3 審議会等への女性の参画推進	8 市の各種審議会等への女性の登用の推進 (事業概要) ・市の各種審議会等への女性の積極的な登用を図ります。 ・女性人材登録制度への登録促進と制度の活用による参画を拡大します。	女性の登用率向上を図るため、附属機関の次期委員の選任の際に配慮するよう働きかけを継続して行う。	・附属機関の実態調査に併せ、附属機関の女性登用方針を担当課へ周知した。 ・女性の登用率向上を図るため、附属機関の次期委員の選任の際に配慮するよう働き掛けを継続して行った。 ・公募委員等の選考時に、女性委員の登用を積極的に進めた。	【効果・成果】 各々取組を継続的に推進した結果、女性登用率が38.3%（前年度比3.9%増）となった。 【課題】 公募以外の委員において、推薦団体自体の女性割合が低いものもあり、全ての附属機関で統一的に女性割合の引き上げができない。	B	引き続き、女性の登用率向上を図るため、附属機関の次期委員の選任の際に配慮するよう働きかけを継続して行う。	継続	人事課
11			・女性人材登録制度を広め、登録人数を増やすとともに、女性の登録率向上を図るための働きかけを継続して行う。 ・ホームページ等で女性活躍に関する啓発を行う。	・庁内インフォメーションでの附属機関等の女性登用推進に向けた取組の周知に併せ、女性人材登録事業への協力を仰いだ。 ・市のホームページに女性人材登録募集記事を掲載した。	【効果・成果】 政策・方針決定の場に女性の意見が必要であることを、継続的に意識付けれる機会となっている。 【課題】 審議会の女性委員の割合は伸びているが、人材登録は停滞がみられる。	B	・女性人材登録制度を広め、登録人数を増やすとともに、女性の登録率向上を図るための働きかけを継続して行う。 ・ホームページ等で女性活躍に関する啓発を行う。	継続	人権啓発・男女共同参画室
12	4 管理職等への女性の積極的登用にに向けた意識啓発の推進	9 市の女性職員の管理・監督職への積極的登用 (事業概要) ・管理・監督職としての能力開発に向けた育成体制を充実します。	・特定事業主行動計画に基づき、引き続き女性のキャリア形成を支援する取組や男性の育児参加の促進を進める。	○令和4(2022)年4月1日現在の女性管理監督者職員数 ・部長級 1人 ・課長級 2人 ・課長代理級 11人 ・係長級(保育園長を除く。) 19人 ○特定事業主行動計画に基づき、育児に関する休暇を申請した職員に対し関連する制度の情報提供を行い、家庭と仕事のバランスを取ることを支援した。 【特定事業主行動計画における目標値】 ・管理的地位にある職員に占める女性割合(R3年度)5.4%➡(R4.4月)5.6% ・課長代理・係長に占める女性割合(R3年度)28.4%➡(R4.4)28.3% ○女性職員アンケートの実施 女性職員を対象に、働き方・ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍に関するアンケートを実施した。回答者数147人(回答率90.7%)	【効果・成果】 ・対象者への育児に関する制度の周知や研修の実施により、女性活躍及び男性の育児参加に対する意識が高まり、男性職員の育児休業取得につながった。 ・アンケートを通じて、女性職員の働き方やワーク・ライフ・バランスに対する考え方を把握することができた。 【課題】 女性職員の活躍を推進するためには、男性職員も含めた働き方の見直し(長時間労働の是正)を進めると同時に、管理監督職をはじめとする周囲の協力が不可欠である。組織全体の意識変革が定着し、継続的な成果となるには、引続き研修やインフォメーションなど地道な取組を続ける必要がある。	B	特定事業主行動計画に基づき、引き続き女性のキャリア形成を支援する取組や男性の育児参加の促進を進める。	継続	人事課
13		10 女性活躍推進に向けた研修会・セミナーの実施 (事業概要) ・女性従業員、管理職等を対象としたキャリア形成を支援します。	・女性が活躍できる魅力ある職場づくりのため、県が進めるコーディネーター派遣制度について、事業所を訪問し、制度の周知と活用についての働きかけを行う。 ・女性従業員のための職場環境の改善やキャリア研修等を実施した際に利用できる中小企業等女性活躍推進事業助成金について、事業所に周知を行う。 ・公益財団法人新潟県女性財団等の実施する男女共同参画の視点からの人材セミナーについて市職員に周知をする。	・県の委託事業者及び担当課で連携し企業訪問を行い、事業所における女性活躍の必要性や助成制度について周知を行った。 ・公益財団法人新潟県女性財団等の実施する男女共同参画の視点からの人材セミナーについて、市職員に周知を行った。 参加者：5人	【効果・成果】 ・女性が活躍できる職場づくりの必要性について意識付けを行うことができた。 ・助成金の利用により、環境整備が図られた。 【課題】 ・施設整備だけでなく、職場風土づくりに対する継続的な意識付けが必要である。 ・セミナーの受講について、男性職員の関心が薄い。	B	・女性が活躍できる魅力ある職場づくりのため、県が進めるコーディネーター派遣制度について、事業所を訪問し、制度の周知と活用についての働きかけを行う。 ・女性従業員のための職場環境の改善やキャリア研修等を実施した際に利用できる中小企業等女性活躍推進事業助成金について、事業所に周知を行う。 ・公益財団法人新潟県女性財団等の実施する男女共同参画の視点からの人材セミナーについて、男女ともに受講できることを周知する。	継続	商業観光課 人権啓発・男女共同参画室

基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり
重点目標3 地域における男女共同参画の推進

	項 目	26(2014)年度実績値	1(2019)年度実績値	7(2025)年度目標値	根拠等
指標	コミュニティ推進協議会における女性委員の割合	26.8%	24.5%	30.0%	市民活動支援課調べ

※市内のコミュニティ推進協議会の運営(部会・委員会を含む)に携わる委員

	3(2021)年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	7(2025)年度
実績	24.4%				

基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり

重点目標3 地域における男女共同参画の推進

男女共同参画基本計画の内容									
No.	施策の方向	主な事業・概要	令和3(2021)年度事業計画	令和3(2021)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和4(2022)年度事業計画	実施区分	所管課
14	5 地域活動における男女共同参画の推進	11 町内会・コミュニティ・NPO活動等における男女共同参画の推進 (事業概要) ・町内会・コミュニティ・NPO活動等への女性参画の促進を図ります。	・コミュニティ職員の研修会等を通じて、引き続き女性の地域参加の重要性を周知していく。女性ならではの意見を反映できるよう、女性役員の増加に努める。 ・各コミュニティセンターで開催するサークルや講座の女性参加者を増加につなげる工夫を行う。 ・市民活動センターにおいて、男女を問わず公益活動を行う人材・団体を支援し、様々な講座やイベント等を通じて女性の参画を促進するとともに、女性の活躍の場の拡大につなげていく。	・各コミュニティ協議会において、手芸教室や編み物講座など女性をターゲットとした各種講座の開催のほか、「子育て広場」と題して、未就園児のお子さんをもつ母親を対象にコミュニティ施設を開放し、交流の場を提供した。(子育て広場：年9回開催、延べ51組の親子が参加) ・市内外のまちづくり活動の実践者から学ぶ「よるラボ」を8回開催。男女問わず幅広い年齢層から延べ177人が参加。また、市内外で活躍するまちづくりブレイヤーのアイデア発表とメンターによるアドバイスや意見交換を行う「アイデア交換会」を3回開催。動画配信も含め延べ252人が参加。	【効果・成果】 ・市内のコミュニティ協議会の中には女性役員の割合が既に30%を超えている会も増えている。今後とも女性が地域活動に参加しやすい環境づくりについて情報共有を図っていきたい。 ・参加者同士の交流もあり、新たな繋がりが広がった。また、一部の会ではzoom!による配信も実施するなど、コロナ禍においても幅広い層に対し、まちづくり活動の周知や意識啓発を図ることができた。 【課題】 ・女性の地域活動への参画に加え、少子高齢化による若年層への地域活動参加啓発が必要である。 ・一部参加者層の固定化が見られ、市民活動センターに新たに関わる人材をどのように発掘していくかが課題。	B	・コミュニティ職員の研修会等を通じて、継続して地域活動における女性の参画の重要性について周知を行う。 ・各コミュニティ協議会で開催するサークルや講座について、女性の参加を促すための工夫を行う。 ・市民活動センターにおいて、男女を問わず公益活動を行う人材・団体を支援し、様々な講座やイベント等を通じて女性の参画を促進するとともに、女性の活躍の場の拡大につなげていく。	継続	市民活動支援課
15	6 防災分野における男女共同参画の推進	12 男女共同参画の視点に立った防災対策の展開 (事業概要) ・防災会議の女性委員の登用促進を図ります。 ・女性消防団員の確保や防災士の育成を図ります。 ・応急手当普及員による自主防災組織への指導を推進します。	・防災会議の女性委員の登用率の向上に努める。 ・平時から、避難所におけるプライバシー保護や男女共同参画の視点に配慮した取組と備えを充実させる。(プライバシーウォールや段ボールベッド、液体ミルク、食物アレルギーに対応した食料の調達等に関する災害協定の締結等) ・防災士養成講座への女性の積極的な参加を呼びかけ、新たな防災士の養成に取り組むとともに、防災士資格取得後のフォローアップ研修などにおいて、男女共同参画の視点に立った防災対策の重要性を学習する機会を提供する。また、女性防災士会の活動を引き続き支援する。	・防災会議の女性委員について、7名の女性委員を登用した。全体の19.4%(7人/36人)となった。昨年度よりも約2.8%増加した。 ・避難所におけるプライバシー保護や男女共同参画の視点に配慮した備えを充実させた。(段ボールパーテーション、液体ミルクの調達。) ・防災士資格取得後のフォローアップ研修を2回(うち1回は女性講師)行い、防災士としての知識と技能の向上を図った。(市民活動支援課)	【効果・成果】 ・要配慮者向けの備蓄品について、引き続き栄養士等の専門的な知見を生かし、食料や物品の選定・調達に取り組むことができた。 ・防災意識の啓発とスキルアップを図ることができた。(市民活動支援課)	B	・防災会議の女性委員の登用率の向上に努める。 ・平時から、避難所におけるプライバシー保護や男女共同参画の視点に配慮した取組と備えを充実させる。(段ボールパーテーション、段ボールベッド、液体ミルク、食物アレルギーに対応した食料の調達等に関する災害協定の締結等)	継続	防災・原子力課 市民活動支援課
16			・女性消防団員をPRするプロモーションビデオを作成するための素材(動画)を準備する。 ・平成29(2017)、30(2018)年度に応急手当普及員資格を取得した女性消防団員に資格継続のための再講習を実施する。	・コロナ禍の影響のため、消防団活動が制限されたことにより動画素材の収集活動ができなかった。 ・平成29(2017)、30(2018)年度に応急手当普及員資格を取得した女性消防団員13名(退団者2名含む)に資格継続のための再講習を実施した。(R4(2022)3/13・20・27)	【効果・成果】 応急手当普及員資格継続のための再講習については、受講日程を複数設けてコロナ禍の実施に対応した。 【課題】 ・コロナ禍における女性消防団員の活動機会を構築する必要がある。 ・学生消防団員の確保と応急手当普及員資格の啓蒙	C	・女性消防団員を含む「消防団PR動画」の作成に向けた素材の収集を継続する。 ・看護学生を含む新入団員に応急手当普及員の資格付与講習会を継続実施する。	継続	消防総務課

基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり									
重点目標3 地域における男女共同参画の推進									
男女共同参画基本計画の内容			令和3(2021)年度事業計画	令和3(2021)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和4(2022)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向	主な事業・概要							
17		13 住民主体の防災体制の支援 (事業概要) ・自主防災組織への女性の参画促進と女性リーダーの育成を図ります。 ・女性の視点をいかした要配慮者への避難支援等の各種訓練を実施します。	・防災分野における男女共同参画を推進するため、女性防災士の育成を図り、女性の視点からの地域防災向上に取り組む。 ・要配慮者利用施設における避難訓練に対する助言に取り組む。	・地域等から推薦され市が養成する防災士に、女性の参加を働きかけた。(防災士資格取得者43人/247人 令和4(2022)年3月31日現在) ・女性防災士会の事業後援を行った。 ・防災出前講座を40回開催。女性の受講者は164名であった。 ・要配慮者利用施設における避難確保計画の見直しに関する助言を2件おこなった。	【効果・成果】 ・防災士養成講座による防災士資格取得者数の女性の資格取得者の割合が17.4%となり、前年度1.0%の増となった。 ・施設管理者や職員が女性であることから、計画の見直しに際し、女性の目線が加味されている。 【課題】 ・女性防災士の育成だけでなく、ジェンダー視点の防災・減災対策等の意識啓発活動が必要である。 ・計画の見直しは訓練によるところが大きいため、訓練の実施率を上げたい。	B	・防災分野における男女共同参画を推進するため、女性防災士の育成を図る。また、防災出前講座や地域防災交流会を通じジェンダー視点を含めた防災意識の啓発に取り組む。 ・要配慮者利用施設における訓練において、女性の視点をいかした訓練内容等を提案する。	継続	市民活動支援課 防災・原子力課

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり<< 柏崎市女性活躍推進計画>>
重点目標4 働く場での男女平等の推進

	項目	26(2014)年度実績値	1(2019)年度実績値	7(2025)年度目標値	根拠等
指標	職場における男女が平等であると思う人の割合	22.3%	30.3%	40.0%	市民意識調査

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり 《柏崎市女性活躍推進計画》									
男女共同参画基本計画の内容			令和3(2021)年度事業計画	令和3(2021)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和4(2022)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向	主な事業・概要							
18	7 雇用や就業環境における男女平等の推進	14 事業主の理解と職場環境整備の促進 (事業概要) ・経営者、管理職を対象としたセミナー等を開催します。 ・職場環境の改善に取り組む事業者へ、支援制度を周知します。	・女性が働きやすい職場環境づくりを推進するため、内容の検討を進めながら中小企業等女性活躍推進事業助成金を活用し、チラシ・ホームページ等でPRする。	・女性従業員のために職場環境改善に取り組む中小企業等に助成する制度について、チラシ・ホームページ等でPRした。 ・企業における取組の現状について、企業訪問や電話等により聞き取りを行った。 ・中小企業等女性活躍推進事業助成金の交付件数: 2件	【効果・成果】 女性用更衣室の増設、女性専用トイレの新設を支援し、女性が働きやすい職場環境づくりを推進することができた。 【課題】 企業等のニーズに合わせて、助成制度の内容を検討する必要がある。	B	女性が働きやすい職場環境づくりに関する事業所の取組を促すため、助成制度の内容の検討を進めるとともに、中小企業等女性活躍推進事業助成金についてチラシ・ホームページ等で周知する。	継続	商業観光課
			・ワーク・ライフ・バランスを推進するため、事業所向けのセミナー開催及びコーディネーター派遣事業を活用する取組を行う。	・県が進めるワーク・ライフ・バランス推進コーディネーター派遣制度について、事業所を4社訪問し、制度の周知と活用についての働きかけを行った。 ・事業所向けセミナーは、新型コロナウイルス感染症の拡大予防の観点から中止とした。	【効果・成果】 事業所に対し、専門家からワーク・ライフ・バランスの推進・導入を図るための業務内容や働き方等に応じた取組の説明、アドバイスをすることができた。 【課題】 ワーク・ライフ・バランスの推進とその効果を検証した啓発				
20		15 経営能力の育成と創業への支援 (事業概要) ・商工会議所や商工会等の関係機関との連携による創業や経営に関する相談会を実施します。 ・新規就農者や農業分野での法人化、6次産業化に取り組む方へ支援を行います。	・商工会議所と連携し、創業や経営に関する相談会を実施する。	・創業経営相談会 27回開催、相談件数60件 ・法律関連相談 8回開催、相談件数14件 ・金融幹旋関連相談 相談件数32件 ・税務相談会 11回開催、相談件数22回 ・申告相談会 5回開催、相談件数34件 ・働き方改革相談会 開催なし ・労働相談会 6回開催、相談件数9件 ・創業キックオフセミナー 2回開催、受講生12名 ・創業者ミーティング 受講者5名	【効果・成果】 ・相談内容に応じて、商工会議所から適切な専門家を紹介し、相談会への参加をつなげた。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、相談対応や施策の普及に努めた。雇用調整助成金の相談等、労務問題に対応できるように労働相談会も定期開催し、各種相談への対応を行うことができた。 【課題】 ・早い段階での相談に繋げるため、相談窓口や相談会の開催について、より周知を図っていく必要がある。	B	・商工会議所と連携し、創業や経営に関する相談会を実施する。	継続	商業観光課
			・農家の女性で組織する「農村地域生活アドバイザー」の活動を支援する。 ・農村漁村体験のインストラクター「なりわいの匠」の活動を支援する。 ・秋の収穫祭の開催により、農業者と消費者の直接交流を図る。	【農村地域生活アドバイザーの活動支援】 ・女性の社会参画として、「人・農地プラン作成検討委員会」、「食の地産地消推進会議」への女性を委員に登用した。 【なりわいの匠の支援活動】 ・なりわいの匠に4人を新規認定(うち女性4人) (男性64人、女性78人 計142人) 【秋の収穫祭による農業者と消費者の直接交流】 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となり、交流事業が実施できなかった。	【効果・成果】 農業従事者数が伸びない中、女性農業者の活動の場を確保し、農業を通じた地域振興を推進できた。 【課題】 農業者の高齢化及び担い手不足により、男女を問わず、農業地域生活アドバイザー、なりわいの匠認定者の確保が困難となってきた。		・農村漁村体験のインストラクター「なりわいの匠」の活動を支援する。 ・女性にも対応した農業就業環境を整備する。 ・女性の狩猟免許取得を支援する。 ・農業関連団体及び協議会の女性役員数を増加させる。		
21						C		継続	農政課

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり << 柏崎市女性活躍推進計画 >>										
重点目標4 働く場での男女平等の推進										
男女共同参画基本計画の内容			令和3(2021)年度事業計画	令和3(2021)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和4(2022)年度事業計画	実施区分	所管課	
No.	施策の方向	主な事業・概要								
22		16 キャリア形成の支援 (事業概要) ・働く女性に対する、研修の開催や研修機会の提供を支援します。 ・市の管理・監督職に対して、キャリア形成のサポートに関する研修を実施します。	・女性職員のキャリア形成支援に資する研修を実施する。	12月17日 子育て支援・女性活躍推進研修を実施。参加者17名。	【効果・成果】 子育て経験のある職員の講演、グループワークを実施したことにより、情報共有、意識啓発を実施できた。 【課題】 係長以上職員に対する、子育て世帯に対する理解を推進するための研修も必要。	B	女性職員のキャリア形成支援に資する研修を実施する。	継続	人事課	
			・働き続けたい女性が仕事と子育て・介護等の選択を迫られることなく働き続けることができるよう、家庭内の役割分担の現状を確認し、意識改革を図るためのセミナーを開催する。 ・市民や事業所に対し「家事シェアリーフレット」等のPR刊行物の配布を通じ、各家庭における性別による固定的な役割分担意識の解消を積極的に推進する。	・セミナー開催直前に新型コロナウイルス感染症の感染拡大となったため、急遽、中止した。 ・かしわざき男女参画推進市民会議の事業において、家事シェアリーフレットを配布した。事業所訪問の際に家事シェアリーフレットを紹介し、従業員に配布してもらった。	【効果・成果】 見えない家事や家庭内での役割分担について、具体的に示すことができた。 【課題】 リーフレットの効果的な配布方法と内容の周知					
24	8 職場におけるハラスメント防止に向けた取組の推進	17 ハラスメント防止研修の実施 (事業概要) ・ハラスメントに対する理解を深め、予防に重点を置いた研修を実施します。	・管理監督職を対象にハラスメント防止に関する研修を実施する。	11月4日、5日に管理監督職を対象にハラスメント防止に関する研修を実施。参加者71名。	【効果・成果】 時代に則したハラスメントの予防について、改めて認識を深めることができた。 【課題】 管理監督職として、時代に則したハラスメント予防意識及び高い倫理観を持ち続けるためには、継続的な研修の実施が必要。	B	管理監督職を対象にハラスメント防止に関する研修を実施する。	継続	人事課	
		18 ハラスメント防止に向けた学習機会の提供 (事業概要) ・市民及び事業所を対象に情報提供等を行い、ハラスメントの防止を図ります。	・公益財団法人新潟県女性財団との共催により、女性活躍を阻害する要因でもあるハラスメントについて、事業所及び市民に向けたセミナーを開催する。 ・「性別による人権侵害などの相談窓口」リーフレットを公共施設の窓口やトイレに設置し、啓発を行う。	・ハラスメント対策セミナーの実施 参加者：市内事業所の事業主、総務・人事担当者など 12人 ・相談窓口の内容を更新し、設置した。	【効果・成果】 ハラスメントに関する理解を深め、対策を学ぶことにより、意識の向上につながった。 【課題】 ハラスメント防止に向けた継続的な周知が必要である。					
26	9 就職・再就職の支援	19 自立した生活を送るための就職支援 (事業概要) ・ワークサポート柏崎において、若者等を対象とした就労支援を実施します。 ・職業訓練の周知に努め、就職支援を促進します。	・就職支援のための相談、紹介活動や未就職者向けの職業意識を高めるための支援と情報提供を行う。 ・概ね35歳以下の未就職者向けに職業意識を高めるためのセミナーを開催する。加えて、コミュニケーションに課題がある若者向けのセミナーを実施する。 ・職業訓練の周知及び就職支援を推進する。 ・再就職に関して必要な知識や情報を提供する。	・ワークサポート柏崎の若者職業相談コーナーで就労支援のための相談等を実施した。 相談件数：1, 130件 応募件数：62件 女性30人、男性32人 就職件数：28件 女性17人、男性11人 ・おおむね35歳までの未就職者向け若者就職支援セミナーを18回実施した。 参加人数：47人	【効果・成果】 ・本人の希望や適性などを確認しながら、適切な仕事に就けるように支援を行った。 ・セミナーを実施し、参加者が自己理解を深めたり、集団に慣れる機会をつくることができた。 【課題】 ・多面的な課題を持つ若者が少ないため、関係機関との連携を強化していく必要がある。	B	・就職支援のための相談、紹介活動や未就職者向けの職業意識を高めるための支援と情報提供を行う。 ・概ね35歳までの未就職者向けに職業意識を高めるためのセミナーを開催する。加えて、コミュニケーションに課題がある若者向けのセミナーを実施する。 ・職業訓練の周知及び就職支援を推進する。 ・再就職に関して必要な知識や情報を提供する。	継続	商業観光課	人権啓発・男女共同参画室

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり<柏崎市女性活躍推進計画>
重点目標5 男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

指標	項 目	26(2014)年度実績値	1(2019)年度実績値	7(2025)年度目標値	根拠等
	ハッピー・パートナー企業への登録数(累計)	27社	50社	80社	登録企業数(新潟県)
	「ワーク・ライフ・バランス」について内容を知っている人の割合	12.0%	18.2%	30.0%	市民意識調査
	男性の育児休業取得割合	0.4%	7.9%	13.0%	事業所調査

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり <柏崎市女性活躍推進計画>													
重点目標5 男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進													
男女共同参画基本計画の内容			令和3(2021)年度事業計画		令和3(2021)年度実績		重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和4(2022)年度事業計画	実施区分	所管課		
No.	施策の方向		主な事業・概要										
27	10 男性の育 児・介護 休業の取 得の促進	20 職場における仕事と家庭の両立支援に取り組む事業所の支援 (事業概要) ・国の両立支援助成金を利用し、積極的に両立支援に取り組む事業所への上乗せ支援を実施します。		・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた環境づくりを支援するため、柏崎市仕事と家庭の両立支援奨励金を実施し、チラシ・ホームページ等でPRする。 ・国の両立支援等助成金では、介護離職防止や不妊治療に関する制度の導入に向けた取組も対象としていることから、企業の選択肢を増やし取組を促進する。		・企業訪問や説明会の際に奨励金を紹介するとともに、仕事と家庭の両立支援奨励金についてホームページに掲載し、周知を図った。 ・国の助成金の改正に合わせ、不妊治療に関する取組も補助対象とした。 ・仕事と家庭の両立支援奨励金の交付件数：5件		【効果・成果】 ・事業所に奨励金について周知することで、職業生活と家庭生活を両立しやすい環境づくりを促進することができた。 【課題】 ・男性の育児休業取得者に対する支援について検討する必要がある。 ・市の奨励金に併せて国・県の助成制度を周知する必要がある。	B	・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた環境づくりを支援するため、仕事と家庭の両立支援奨励金について、チラシ・ホームページ等で周知を図る。あわせて、新潟県の男性の育児休業取得促進助成金について周知する。 ・令和4年10月から新制度として施行される国の産後パパ育休(出生時育児休業)について周知する。		継続	商業観光課
		21 市職員への休暇及び休業制度の周知・啓発 (事業概要) ・育児・介護に関する休暇及び休業制度を周知します。 ・男性の取得促進のため、男性職員及び周囲の職員に対する研修等を実施します。		・育児・介護に関する休暇等の制度についてまとめた資料を配偶者が出産した男性職員とその上司へ送付する。 ・男性職員からの育児休業等の取得に関する相談に対応する。		・育児・介護に関する休暇等の制度についてまとめた資料を、配偶者が出産した男性職員とその上司へ送付した。 ・男性職員からの育児休業等の取得に関する相談に対応した。	【効果・成果】 ・休暇・給与等に関する資料を送付したり、相談に対応することにより、育児休暇の取得を促進することができた。 【課題】 ・引き続き、対象者に資料を送付するとともに、気軽に相談できるように相談窓口について、より周知を図っていく必要がある。	・育児・介護に関する休暇等の制度についてまとめた資料を配偶者が出産した男性職員とその上司へ送付する。 ・男性職員からの育児休業等の取得に関する相談に対応する。					
29		22 市民への制度周知・啓発 (事業概要) ・育児・介護休業制度の普及に努めます。 ・育児・介護休業の取得促進を図ります。		・男性が育休をとることについてのメリットを広報かしわざきの特集ページとホームページに掲載し、市民に対して周知する。 ・仕事と育児・介護を両立するための制度等について、ホームページで周知する。		・広報かしわざき6月号のピックアップ記事として、「男性の育休はメリットばかり」を掲載し、男性でも育児休業を取得することが可能であることや、取得のメリットについて周知した。 ・市のホームページに、ワーク・ライフ・バランス推進に係る各種支援制度を掲載した。		【効果・成果】 両立支援制度の全体像を示すことができた。 【課題】 ワーク・ライフ・バランスの実現には、企業側の協力と改善意欲が必要なため、働きやすい職場環境づくりを進めていくための専門家による実践的なアドバイスの積極的な企業支援策を講じていくことが求められている。	B	・男性が育休をとることについてのメリットを広報かしわざきの特集ページとホームページに掲載し、市民に対して周知する。 ・仕事と育児・介護を両立するための制度等について、ホームページで周知する。		継続	人権啓発・男女共同参画室
		23 ハッピー・パートナー企業の普及啓発 (事業概要) ・ハッピー・パートナー企業の登録拡大と普及啓発します。		・市ホームページ等を活用した啓発活動を実施する。 ・人権啓発・男女共同参画室等と連携した普及啓発活動を検討・実施する。		・市の助成金のホームページにハッピー・パートナー企業について掲載し、周知を図った。 ・人権啓発・男女共同参画室と連携し、ハッピー・パートナー企業を含む企業訪問を実施した。		【効果・成果】 ・女性活躍推進事業助成金の交付要件でもあり、ホームページに助成金制度と併せて掲載することで周知の機会を増やすことができた。 【課題】 ・事業所に対しての更なる啓発、登録によるメリット等の周知が必要である。		・ハッピー・パートナー企業の登録拡大に向け、人権啓発・男女共同参画室と連携した普及啓発活動を実施する。			
30				・県と連携して、ハッピーパートナー企業(男女共同参画推進企業)の普及啓発により登録拡大を図る。 ・かしわざき男女共同参画推進市民会議発行の広報誌「あいむ柏崎」にハッピーパートナー企業を掲載して周知を図る。		・ホームページに掲載して制度の周知を図った。 ・企業訪問により普及啓発を行った。 ・ハッピー・パートナー企業のワーク・ライフ・バランスの取組をかしわざき男女共同参画推進市民会議発行の広報誌「あいむ柏崎」及び市のホームページに掲載した(4社)。		【効果・成果】 周知啓発の取組により登録企業が着実に増加している。 【課題】 ・登録することの意義について分かりやすい周知が必要である。	B	・県と連携し、ハッピーパートナー企業(男女共同参画推進企業)の普及啓発により登録拡大を図る。 ・かしわざき男女共同参画推進市民会議発行の広報誌「あいむ柏崎」や市のホームページにハッピーパートナー企業の取組を掲載し、PRIに努める。		継続	人権啓発・男女共同参画室
31													
32	11 仕事と生活の両立 ができる 職場環境 の構築	24 仕事と生活の調和の推進に向けた意識啓発と環境づくり (事業概要) ・広報、ホームページ等の活用やセミナーの開催による意識啓発を図ります。		・働き方改革関連法が今後数年かけて順次施行されることから、ワーク・ライフ・バランスについて、事業所に意識啓発を行う。		・ホームページに働き方改革について掲載し、事業所に対して意識啓発を行った。 ・仕事と家庭の両立支援奨励金の交付件数：5件		【効果・成果】 ・働き方改革関連法についてホームページに掲載することで周知を図ることができた。 【課題】 ・国の両立支援等助成金への上乗せ支援に加えて、市独自の取組についての検討が必要である。	B	・職業生活と家庭生活の両立支援に関する企業等の取組を促し環境づくりを支援するため、仕事と家庭の両立支援奨励金について、チラシ・ホームページ等で周知する。		継続	商業観光課
		・働き方の見直しに向けて事業者へ普及啓発します。 ・仕事と家庭生活等を両立できる環境づくりに取り組む企業等を支援します。		・ワーク・ライフ・バランスセミナーを事業所向けに開催し、仕事と家庭の両立について啓発する。 ・ワーク・ライフ・バランスを推進するため、コーディネーター派遣事業を活用する取組を行う。 ・ハッピーパートナー企業のワーク・ライフ・バランスの取組をかしわざき男女共同参画推進市民会議(事務局：人権啓発・男女共同参画室)発行の広報誌「あいむ柏崎」に掲載し、事業者の意識を高める。		・県が進めるワーク・ライフ・バランス推進コーディネーター派遣制度について、事業所を4社訪問し、制度の周知と活用についての働きかけを行った。 ・ハッピー・パートナー企業のワーク・ライフ・バランスの取組を、かしわざき男女共同参画推進市民会議発行の広報誌「あいむ柏崎」及び市のホームページに掲載した(4社)。		【効果・成果】 ・事業所に対し、専門家からワーク・ライフ・バランスの推進・導入を図るための業務内容や働き方等に応じた取組の説明、アドバイスをすることができた。 【課題】 ・ワーク・ライフ・バランスの推進とその効果を検証した啓発の取組が必要である。		B	・市ホームページ等を活用した啓発活動を実施する。 ・ワーク・ライフ・バランスを推進するため、事業所向けのセミナー開催及びコーディネーター派遣事業を活用する取組を行う。		
33													

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり << 柏崎市女性活躍推進計画 >>									
重点目標5 男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進									
男女共同参画基本計画の内容			令和3(2021)年度事業計画	令和3(2021)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和4(2022)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向	主な事業・概要							
34	12 家庭生活における男女共同参画の意識づくり	25 夫の家庭生活への参画拡大を図るための啓発 (事業概要) ・夫婦でバランスの取れた家事・育児分担ができるよう学習機会や情報を提供します。 ・ホームページ等で情報発信します。	・かしわざき男女共同参画推進市民会議と協働して作成した家庭内の家事シェア度をチェックできるリーフレットを配布し啓発を行う。 ・男性の育児休暇や家事参加について、ホームページで周知する。	・広報かしわざき6月号のピックアップ記事及び市のホームページに男性育休のメリットや休業制度について掲載し、家事シェアリーフレットのページとリンクさせた。	【効果・成果】 夫婦でバランスの取れた家事・育児分担ができるよう情報提供ができた。	B	・かしわざき男女共同参画推進市民会議と協働して作成した家庭内の家事シェア度をチェックできるリーフレットを配布し啓発を行う。 ・男性の育児休暇や家事参加について、ホームページ等で周知する。	継続	人権啓発・男女共同参画室
					【課題】 家事シェアリーフレットの内容を広く周知する方法の検討が必要である。				
35	13 子育て・介護支援体制の整備・充実	26 子育て支援事業の充実 (事業概要) ・子育て世代包括支援センター機能として、妊娠から子育て期まで切れ目ない支援体制を強化します。 ・ファミリー・サポート・センター、子育て短期支援、育児ヘルパー事業等の子育て支援事業を実施します。 ・相談体制や情報提供を充実します。	・関係機関と連携して、新規会員を募集する。 ・会員に対して、AEDの講習会を実施する。	・育児支援ヘルパー事業を、令和2年度から、対象者を18歳以下のお子さんがいる世帯に拡大し、産後うつ予防も含め、広い年齢層に対して育児支援している(17世帯、64回)。 ・ファミリー・サポート・センター会員対象の、AEDの講習会は、コロナ感染拡大防止の関係上、開催延期。	【効果・成果】 ・育児支援ヘルパー事業は、産後直後の支援者がいない家庭のニーズが高く、助産師等の呼びかけによりタイムリーな育児支援に繋がりを、利用が増加している。 ・ファミリー・サポート・センター会員対象のAED講習会は、コロナ禍で定員制限等があり、開催方法の再検討が必要。	B	・育児支援ヘルパー事業については、必要な方に情報が届くよう、啓発を強化する(在宅助産師の研修)。 ・ファミリー・サポート・センター会員に対するAED講は、消防署が開催するものに参加を促す。また、令和4年度から、小児科医を講師とした研修会を開催する。	拡充	子育て支援課
					【課題】 ・育児支援ヘルパー事業の利用者は、子どもが1歳以下の利用が7割以上を占めているので、今後は、利用者の年齢層を拡大する必要がある。 ・ファミリー・サポート・センター会員対象のAED講習会は、コロナ禍で定員制限等があり、開催方法の再検討が必要。				
36			・子育てサポーターの継続と新たな育成及び地域と協働して、サポートする具体的な支援体制づくりを検討する。 ・子育て支援者研修会の参加者を増やすため、「サポーター通信」の充実を図っていく。 ・「田尻あそびの広場」を年11回開催する。	・田尻子育てサポーターの育成活動を行った(18人参加)。 ・子育て支援者研修会を2回開催し、参加の呼びかけを行った(8人中3人参加)。 ・「田尻あそびの広場」を年8回開催した。 ・利用者親子と関わる中で、サポーター主導の時間を設けた。	【効果・成果】 ・田尻子育てサポーターに対し、利用者親子への子育て支援を行うことができた。 ・参加者の呼びかけを行い、子育て支援者研修会への参加につなげることができた。	B	・子育てサポーターの継続と育成、及び地域(コミセン)と協働して活動をサポートする具体的な支援体制作りを検討する。 ・子育て支援者研修会の参加者を増やすため、「サポーター通信」の充実を図り、呼びかけしていく。 ・「田尻あそびの広場」を年11回開催する。	継続	保育課
					【課題】 ・子育てサポーターの継続的な育成及び地域と協働して活動をサポートする支援体制作りが必要である。				
37		27 多様な保育サービスの充実 (事業概要) ・保護者のニーズに応じた早期保育や延長・休日保育等を実施します。 ・病児保育を実施します。	・早期及び延長保育を全27園で実施し、うち13園では保育標準時間の11時間を超えて開園する。 ・一時預かりを12園(公立7園、私立5園)で実施する。また、休日保育を柏崎保育園子育て支援室で引き続き実施する。 ・病児保育を国立病院機構新潟病院に委託し実施する。また、引き続き柏崎総合医療センターと病児保育の実施について協議する。	・早期及び延長保育を全27園で実施した(延べ6,131人)。うち13園(公立4園、私立9園)では、保育標準時間の11時間を超えて開園した。 ・一時預かりは12園(公立7園、私立5園)で実施した(延べ1,781人)。また、休日保育は柏崎保育園で実施した(延べ267人)。 ・病児保育は国立病院機構新潟病院に委託し実施した(延べ429人)。また、10月から柏崎総合医療センターとも委託し実施した(延べ67人)。	【効果・成果】 多様な保育サービスを展開することにより、ワーク・ライフ・バランスの推進に寄与することができた。	B	・早期及び延長保育を全26園で実施し、うち13園では保育標準時間の11時間を超えて開園する。 ・一時預かりを10園(公立6園、私立4園)で実施する。また、休日保育を柏崎保育園子育て支援室で引き続き実施する。 ・病児保育を国立病院機構新潟病院と柏崎総合医療センターに委託し実施する。	継続	保育課
					【課題】 引き続き、多様なサービスを展開することにより、子育てしやすい環境の整備を進めていく必要がある。				
38		28 放課後児童対策の充実 (事業概要) ・児童の受入れ体制の強化を図ります。	・夏季休業中一時的に利用希望児童が増加するため、受入不可能とならないよう、引き続き関係機関と調整を図り、受入体制の拡大を目指す。	・市内23カ所の児童クラブについて、夏季休業中の1日開設を継続して行った。 ・利用可能な児童クラブの希望を確認し、定員超過となった児童クラブを希望する児童について、他の児童クラブでの受け入れ(4人)を行った。	【効果・成果】 ・保護者の就労支援に寄与することができた。	B	・夏季休業中一時的に利用希望児童が増加するため、受入不可能とならないよう、引き続き関係機関と調整を図り、受入体制の拡大を目指す。	継続	子育て支援課
					【課題】 ・夏季休業中(短期間)における児童クラブの受入体制の拡大に伴う開設場所の確保や支援員の確保				
39		29 高齢者や介護者を支える体制づくり (事業概要) ・地域包括支援センター等の相談機能の強化を図ります。	・地域ケア会議等や地域の集いの場において、生活支援コーディネーターや地域の代表者等と協働し、各地域の特性を踏まえた啓発方法や支援体制を今後も検討する。 ・地域住民や医療・介護関係者に対し、地域包括支援センターなどの相談窓口の周知を幅広く行う。また、相談件数が少ない地域を中心にチラシや包括通信を配布する。	・地域ケア会議(個別会議25回、圏域会議16回、推進会議2回)を実施し、地域関係者、生活支援コーディネーター、医療介護関係者等の参加を得て地域課題等を検討した。 ・住民及び地域関係者に対し、地域包括支援センターなどの相談窓口の周知を262回、延べ4,168人に行った。また、当該年度の相談件数は、実4,391件、延べ5,048件と増加した。	【効果・成果】 ・男性介護者等の抱える問題を早期に把握し、地域の関係者も含めて検討することで、具体的な地域の見守りや介護支援体制の構築につながった。	B	・地域ケア会議等や地域の集いの場において、生活支援コーディネーターや地域の代表者等と協働し、各地域の特性を踏まえた啓発方法や、支援体制を継続的に検討する。 ・高齢者だけでなく幅広い世代の地域住民に対して地域包括支援センター等の相談窓口の周知を行う。また、相談件数が少ない地域を中心に、チラシや包括通信を配布する。	継続	介護高齢課
					【課題】 ・地域によっては、困りごとを家族で抱え込む傾向がある。特に男性は、相談につながりにくい傾向がある。 ・早期の相談につながるよう、高齢者だけでなく幅広い世代への周知、啓発が必要である。				

基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり
重点目標6 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援《柏崎市DV防止基本計画》

	項 目	26(2014)年度実績値	1 (2019) 年度実績値	7(2025)年度目標値	根拠等
指標	精神的DVを知っている人の割合 (怒鳴る、大切にしているものを壊す、無視、誰のおかげで食べられるのかなどと言う、生活費を渡さない、交友関係を監視する、社会活動をさせない、の7項目の平均値)	43.6%	53.1%	70.0%	市民意識調査
	DV相談窓口を知っている人の割合	59.3%	72.2%	85.0%	市民意識調査

基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり									
重点目標6 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援 《柏崎市DV防止基本計画》									
男女共同参画基本計画の内容			令和3(2021)年度事業計画	令和3(2021)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和4(2022)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向	主な事業・概要							
40	14 DVを許さない社会づくりの推進	30 DVに関する意識啓発と理解の促進 (事業概要) ・広報紙やホームページ等を活用してDVに関する理解と予防に関する情報を周知します。 ・DV相談窓口を周知します。	・相談窓口リーフレットの設置を市内医療機関に増やしていく(婦人科外来等)。	・相談窓口リーフレットを元気館や健康管理センターに設置した。 ・市内医療機関へは児童虐待啓発カードとして、子どもがDVを目撃した影響について記載し設置を依頼した。	【効果・成果】 ・子どもの視点からDVに関する意識啓発に取り組んだ。DVを許さない社会づくりとして、様々な視点から情報発信することも大切である。 【課題】 ・コロナ禍でのリーフレット配布方法の工夫(リーフレットの設置や持ち帰りの難しさ)	B	・相談窓口リーフレット等による啓発の継続 市内医療機関(特に婦人科や整形外科)でのリーフレットの設置	継続	子育て支援課
		・DVの予防啓発に関する講演会等を実施します。 ・若年層向けのデートDV予防啓発講座を実施します。	・DVの予防啓発の取組として、市内の全高校を対象にデートDV講座を継続する。	・デートDV講座の実施 市内高校4校 528人	【効果・成果】 若い世代にありがちな事例が人権侵害であることを啓発できた。特に社会に出る前の高校生に対するセミナーは有効である。 【課題】 社会状況の変化を受け、低年齢層に拡充することについて検討が必要である。				
42	15 安心して相談できる体制の整備	31 相談体制の充実 (事業概要) ・被害者からの相談に対応するために女性福祉相談員を配置します。 ・女性福祉相談員の資質向上を図ります。	・児童虐待事例の検討会や支援者研修会に、女性福祉相談員が参加することで、支援の方向性を共有する。	児童虐待に関する相談事例を検討するケース管理会議(週1回)や進捗管理会議(年4回)に女性福祉相談員が参加した。DVや離婚問題、児童虐待について支援の視点の広がりや支援の連携を意識し、相談対応に活かせた。	【効果・成果】 DVや離婚問題と児童虐待が重なる事例もあり、相談窓口体制の充実につながっている。 【課題】 複数の問題を抱える相談事例に対して、支援も複雑化し、より専門的な支援が求められている。資質向上や連携強化に向けた取り組みの継続が必要である。	B	・複数の問題を抱える相談者に対して、複数の視点で連携して支援できるよう、事例検討会や研修会を実施する。	継続	子育て支援課
		32 関係機関との連携 (事業概要) ・個々の相談に対応した関係部署、女性福祉相談所や他市町村との連携を強化します。	・「DV被害者連絡会」を実施し、女性福祉相談と児童虐待防止の連携体制について、関係機関に周知する。加えて、事例報告を通じて、関係機関の役割と連携について検討する。 ・市内の医療機関(婦人科)に、相談窓口リーフレットの設置を依頼する。	・コロナの感染拡大防止を考え、「DV被害者連絡会」は実施せず、事例報告から役割や連携を検討することができなかった。 ・DVや夫婦間トラブル等で警察から市へ連絡があったり、女性相談から法律事務所に相談をつなげたりした事例が複数あった。	【効果・成果】 関係機関が集まって検討することはできなかったが、個別事例での連絡・連携は実施されていた。 【課題】 複数の問題を抱える相談事例に対して、支援も複雑化し、より専門的な支援が求められている。資質向上や連携強化に向けた取り組みの継続が必要である。				
44	16 安全な保護体制の整備と自立支援の充実	33 保護体制の充実と安全確保 (事業概要) ・緊急保護や避難を要する場合に、被害者の安全を確保し、同行支援を行います。 ・外国人、高齢者、障がい者への配慮と関係部署との連携を強化します。 ・相談従事者への不当な危害を防ぐための安全対策を講じます。	・柏崎警察生活安全課と、DV防止事業における連携について協議を行う。	柏崎警察署生活安全課と、支援体制づくりのための協議は実施しなかった。個別事例では、生活安全課からの連絡により、緊急保護・避難のため同行支援を実施した。	【効果・成果】 関係機関の連絡により、安全確保や保護が行えた。 【課題】 緊急保護や避難を要する事例は即時な対応が求められるため、体制の維持・向上が必要である。	B	・「DV被害者連絡会」の事例報告から、安全確保のための保護体制について確認を行う。 ・DV被害者支援の課題を共有し、支援体制に活かす。	継続	子育て支援課
		34 被害者等の心身の健康回復 (事業概要) ・精神疾患や児童の心理的虐待等への対応について医療機関及び児童相談所との連携を強化します。	・DV世帯に児童がいる場合は面前DVと捉え、要保護児童対策地域協議会と連携して支援を行う。	・DV世帯については子どもの有無を確認し、要保護児童対策地域協議会と連携して支援した。令和3(2021)年度は面前DVでの新規相談はなかった。	【効果・成果】 最初の相談が、DV相談、児童虐待相談どちらであっても、本人・家族の支援につなげられた。 【課題】 DV加害者側についてもカウンセリング等の受診相談ニーズが聞かれている。				

基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり									
重点目標6 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援 《柏崎市DV防止基本計画》									
男女共同参画基本計画の内容			令和3(2021)年度事業計画	令和3(2021)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和4(2022)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向	主な事業・概要							
46		35 生活安定のための支援 (事業概要) ・福祉制度の情報提供及び手続きへの助言を行います。 ・公営住宅の優先入居等を活用した住宅確保を支援します。 ・同伴児童の就学、保育園入園等の支援を行います。 ・就労のための補助制度の利用を促進します。	・自立支援教育訓練制度や高等職業訓練制度の周知を図るとともに、必要な助言や支援を行う(ハローワークの窓口にもリーフレットを設置する)。	・DV被害者に特化した自立支援教育訓練制度や高等職業訓練制度の周知は実施しなかった。 ・DV等の相談時に、必要時に応じて一時入所や短期間の住居の確保、同伴児童の就学・入園の支援を実施した。	【効果・成果】 個別支援としては、本人家族のニーズから、緊急的なサービスの導入や必要な支援を開始できた。 【課題】 制度や支援が適切に行えるよう、継続的な研修受講や体制の維持・向上が必要である。	B	・生活が安定できるよう、必要に応じた個別支援を実施する	継続	子育て支援課
47		36 安心できる生活への支援 (事業概要) ・住民票の閲覧制限などを利用して個人情報を守ります。 ・保護命令制度等の司法手続きに関する支援や法律相談窓口等を周知します。	・緊急性が高い事例については、係内で受理会議を開催し、安全確保の方向性を確認するとともに、警察と連携して対応する。 ・対応においては、児童虐待対応の職員と役割分担して対応する。	・緊急事例について、係内で受理会議を実施し、警察と連絡・連携をしながら対応した事例があった。 ・児童虐待対応と併せ、多職種(女性相談員・家庭児童相談員・保健師)で協同・役割分担して支援を実施した。	【効果・成果】 緊急事例に対して課内・他機関と連携して安全確保できた。 【課題】 制度や支援が適切に行えるよう、継続的な研修受講や体制の維持・向上が必要である。	B	・緊急事例について、課内・他機関で連携して対応する	継続	子育て支援課

基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり
重点目標7 男女の性の尊重と健康支援

指標	項目	26(2014)年度実績値	1(2019)年度実績値	7(2025)年度目標値	根拠等
	子宮頸がん検診受診率の割合	27.6%	24.5%	29.0%	市第二次健康増進計画
	乳がん検診受診率の割合	30.9%	29.5%	32.0%	市第二次健康増進計画

実績	3(2021)年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	7(2025)年度
	21.9%				
	27.6%				

基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり									
重点目標7 男女の性の尊重と健康支援									
男女共同参画基本計画の内容			令和3(2021)年度事業計画	令和3(2021)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和4(2022)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向	主な事業・概要							
48	17 生涯を通じた男女の性への理解の推進	37 母子保健の充実 (事業概要) ・望まない妊娠をなくし、安心して産み育てるために男女の性に関する知識を啓発します。	・コロナ禍における啓発活動について、柏崎地域振興局と協議する。	コロナ感染拡大防止のため、保健所と共催の、思春期講座は全て中止。コロナ対応が優先される状況であるため、保健所との事業協議は困難であった。	【効果・成果】 妊娠期の個別相談は、保健師や利用者支援専従助産師の活動から、対応することで、必要に応じた支援ができています。 【課題】 ・コロナ感染拡大防止に配慮し、保健所との連携を検討する必要がある。 ・子育て世代包括支援センターが、3歳までを重点的にかかわっているため、妊娠前の啓発は、関係機関との共催が必要である。	C	将来の妊娠、出産のための健康管理について、学校教育課と情報共有する。	継続	子育て支援課
49		38 思春期の男女への正しい性に関する知識の提供 (事業概要) ・男女の性についての理解を促進します。 ・エイズ、薬物、喫煙等から健康を守る教育を実施します。	・成長段階に応じた性教育を実施する。 ・性感染症、薬物、喫煙等から健康を守る教育を実施する。	・全小・中学校の体育・保健の授業や学級活動等で生命誕生や命の大切さなど、発達段階に応じた内容により、自身の体を大切にすることを教育を行った。 ・全11中学校で外部講師派遣事業を実施した。助産師を講師に、思春期の心と身体の変化や、性の多様性やお互いを思いやる心等、望ましい男女交際等について学んだ。	【効果・成果】 それぞれの発達段階に応じた性教育を確実に言い積み重ねることによって正しい知識につながった。 【課題】 男女の性の理解や尊重とともに、性同一性障害など、人権課題に配慮しながら個を尊重する気持ちを育んでいく。	B	・成長段階に応じた性教育を実施する。 ・性感染症、薬物、喫煙等から健康を守る教育を実施する。	継続	学校教育課
50		39 不妊に悩む男女への支援 (事業概要) ・不妊に関する相談体制を充実します。 ・特定不妊治療費及び不育治療費の助成制度の利用を促進します。	・不妊治療助成事業を継続するとともに、不育治療助成事業を実施することで、子供を望む夫婦の経済的支援を行う。	・安心して生み育てる環境を支援するため、不妊治療助成事業を継続した。	【効果・成果】 不妊治療助成事業の申請は、増加傾向にある。子どもを望む夫婦の経済的支援に寄与している。 【課題】 県の助成制度が、令和3年度で終了となるため、市独自で実施する治療費助成事業について、周知する必要がある。	B	県は、令和4年度から不妊治療助成事業を取りやめたが、市独自で継続実施する(保険診療費の一部負担金の2/3を10万円を上限に助成)。	継続	子育て支援課
51	18 ライフステージに応じた健康づくりの支援	40 母子健診等の充実 (事業概要) ・妊婦健診、乳幼児健診の受診勧奨と保健師・助産師等による保健指導を充実します。	・乳幼児健診の問診対応に関する内部研修を継続して取り組む。	・乳幼児健診における早期療育のスクリーニング体制強化のため、心理士を試行的に配置すると共に、問診票を改定した。 ・健診従事スタッフに問診票に関する研修会を行った。	【効果・成果】 市の心理士が作成した、スタッフ用の研修媒体により、早期療育に係る専門的な理解が高まった。 【課題】 早期療育に係る、健診スタッフのスキル向上は、研修にとどまらず、継続的な学習の場が必要である。	B	・令和4年度から、1歳6か月児、3歳児健診に、心理士を配置し、早期相談体制を強化する。 ・乳幼児健診フォローアップについて、進捗管理表を作成する。 ・進捗管理会議を実施する(年3回)。	拡充	子育て支援課
52		41 妊娠中における父母への学習機会の提供 (事業概要) ・母子保健事業等を通じての栄養指導等の心身の健康に関する正しい知識・情報を提供します。	・母子健康手帳交付時に、出産前のパパママセミナーにパートナーの参加勧奨を行うとともに、沐浴動画の聴講により、妊娠中からふたりで子育てに向き合う意識付けを行う。	・出産前パパママセミナー(3回目)は、パートナーと一緒に参加する沐浴指導の内容で、参加希望が多かった。定員より、大幅に多い申し込みがあった際は、暫定的に、追加開催し対応した。	【効果・成果】 出産前のパパママセミナー(3回目)が、沐浴実習のニーズに対応し、申し込みが増加した。沐浴実習により、パートナーの育児参加意識の醸成の機会となった。 【課題】 市民ニーズに対応した、セミナーの再構成が必要である。	B	参加希望が多い、出産前のパパママセミナー(沐浴実習)を、1コース追加する。	拡充	子育て支援課

基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり										
重点目標7 男女の性の尊重と健康支援										
男女共同参画基本計画の内容			令和3(2021)年度事業計画	令和3(2021)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和4(2022)年度事業計画	実施区分	所管課	
No.	施策の方向	主な事業・概要								
53		4.2 がん検診等の充実 (事業概要) ・がん検診の実施と普及啓発を行います。 ・女性が安心して検診を受けられる環境づくりに努めます。	・胃がん検診で、男女別・女性限定日を設ける。 ・子宮頸がん検診、乳がん検診を実施する(奇数年齢でも前年受診していなければ対象として実施)。 ・骨粗しょう症検診を実施する。 ・国の無料クーポン事業により子宮頸がん21歳、乳がん41歳に無料クーポン券を送付し、受診勧奨を行う。 ・協会けんぽ加入の被扶養者の健康診査の際の乳がん検診同時実施について、協会けんぽに働きかける。	○受診者数:()内はがん発見者数 ・子宮頸がん検診:2,260人(1人) ・乳がん検診:2,636人(13人) ・骨粗しょう症検診:104人 ・幼児健診の保護者、保育園幼稚園児の親等に女性特有のがん検診チラシを配布し受診を啓発した。	【効果・成果】 ・乳がん検診・子宮頸がん検診のクーポン事業において、本来対象年齢ではない方にクーポン券を配付したことで、検診について周知することができ、受診の機会を広げることができた。 - 乳がん検診:398名、子宮頸がん検診:311名 【課題】新型コロナウイルス感染症の影響により昨年度は受診者が大幅に減ったが、今年度の受診者数は回復しつつある。受診勧奨等で更なる受診率の向上を目指す必要がある。	B	・胃がん検診で、男女別・女性限定日を設ける。 ・子宮頸がん検診、乳がん検診を実施する(奇数年齢でも前年受診していなければ対象として実施)。 ・骨粗しょう症検診を実施する。 ・国の無料クーポン事業により子宮頸がん21歳、乳がん41歳に無料クーポン券を送付し、受診勧奨を行う。 ・協会けんぽ加入の被扶養者の健康診査の際の乳がん検診同時実施について、協会けんぽに働きかける。	継続	健康推進課	
54		4.3 こころと体の健康づくりの推進 (事業概要) ・健康増進事業(健康教育・健康相談)を充実します。 ・望ましい生活習慣に関する情報の普及啓発を推進します。 ・メンタルヘルス講座や自殺予防のためのゲートキーパー研修を実施します。	・地域や職域と連携し、健康教育や健康相談を実施する。 ・事業所向けの「からだスッキリ講座」や「健康づくり宣言事業」などの取組を進め、青壮年期の健康づくりを推進する。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に取り組み、地域のコツコツ貯筋体操会場においてフレイル予防の啓発等を行う。 ・広報・ホームページ等を活用し、睡眠の質の向上、こころの健康づくりに関する普及啓発及び相談窓口を広く周知する。 ・働き盛り世代を対象にした取組を強化するため、産業保健センター、商工会議所、事業所健診実施機関と連携し、相談窓口の紹介、こころの健康づくりに関する情報提供や講座の活用を推進していく。 ○自殺予防 ＜若年層対策＞ ・市内の小・中学校、高等学校、大学を対象に6校授業を実施する。 ・教職員や保護者を対象とした研修会を開催する。 ＜働き盛り世代対策＞ ・チラシ等の媒体やホームページを活用し、自殺予防に関する情報や相談窓口を周知・啓発する。 ＜高齢者世代対策＞ ・地域コミュニティ気づき・見守り体制事業として、2地区に対して、ゲートキーパー養成研修を開催する。	・地域や職域で青壮年期を対象にした健康教育を98回実施し、1,618人が参加した。健康相談は、120回実施し、4,386人が参加した。 ・事業所向けの「からだスッキリ講座」は4事業所に5回実施し、51人が参加した。「健康づくり宣言事業」には、26事業所・団体649人が参加し各自が目標を決めて健康づくりに取り組んだ。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の取り組みで、地域のコツコツ貯筋体操163会場においてフレイルチェックを実施しフレイル予防等の啓発を行った。出席者延べ1,807人。 ・広報かしわざき、ホームページを活用し、相談窓口、睡眠の質の向上に関する記事を掲載し、こころの健康づくりの周知、啓発を行った。 ・商工会議所会報に「眠ってスッキリ～働き盛りに知って欲しいアルコールと睡眠のこと」の記事を掲載した。産業保健センター、事業所健診会場において相談窓口、こころの健康づくりに関するチラシを配布し、情報提供、周知啓発を行った。 ・相談員によるこころの健康相談を実施し、延べ1,079人の相談に対応した。内訳は来所相談・訪問指導は実人員176人、延べ600人。電話、メール、手紙相談は延べ479人。 ○自殺予防 ＜若年層対策＞ ・市教育委員会と連携し、小学校3校(88人)、中学校2校(89人)、特別支援学校1校(中等部13人、高等部30人)、計6校に対してSOSの出し方教育を実施した。 ・高等学校2校(255人)、大学1校(76人)に対してゲートキーパー養成研修を実施した。 ・教職員向けゲートキーパー養成研修を高等学校2校(46人)に実施した。 ＜働き盛り世代対策＞ ・ゲートキーパー養成研修を市職員を対象に3回(75人)実施した。 ＜高齢者世代対策＞ ・地域コミュニティ気づき、見守り体制構築事業として地域住民を対象にゲートキーパー養成研修を4地区2回(43人)実施した。	【効果・成果】 ・青壮年期の早い段階から健康づくりの意識を高め、食事や運動などの望ましい生活習慣の普及啓発が図られた。 ・「からだスッキリ講座」で継続して関わっている事業所では、生活習慣の改善、体重減少の成果がみられた。 ・フレイル予防の健康教育では、「重要性を理解した人」99.4%と高く、市全域でフレイル予防を啓発することができた。また、フレイルチェックを実施し個々の状態を把握する機会となった。 ・広報かしわざき、ホームページを活用することで、多くの市民に相談窓口、こころの健康づくりに関する情報を伝えることができた。 ・職域と連携することで、働き盛り世代に向けた情報提供をすることができた。 ・SOSの出し方教育やゲートキーパー研修を実施することにより、世代に合わせたこころの健康づくり、自殺予防に関する啓発を行うことができた。 【課題】 ・コロナ禍により、健康教育の機会が減少しているが、感染予防に配慮しながら啓発の機会を持つ必要がある。 ・フレイルチェック栄養項目では「筋肉・脂肪が落ちた」と感じている人が3割と多く、より具体的な食事のとり方等について啓発していく必要がある。 ・SOSの出し方教育と合わせて、児童・生徒のSOSを受け取る側である教職員や保護者に対する研修会を開催する必要がある。	B	・地域や職域と連携し、健康教育や健康相談を実施する。 ・事業所向けの「からだスッキリ講座」や健康づくり宣言事業」などの取組を進め、青壮年期の健康づくりを推進する。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業において、地域のコツコツ貯筋体操参加者に引き続きフレイル予防等の啓発を行う。 ・広報、ホームページを活用し、睡眠の質の向上、こころの健康づくりに関する普及啓発及び相談窓口を広く周知する。 ・働き盛り世代を対象にした取組を強化するため、産業保健センター、商工会議所、青年会議所、事業所健診実施機関と連携し、相談窓口の紹介、こころの健康づくりに関する情報提供、講座の活用を勧めていく。 ○自殺予防 ＜若年層対策＞ ・小中学校を対象にSOSの出し方教育と合わせて、教職員向けのSOSの受け止め方に関する研修会を実施する。 ＜働き盛り世代対策＞ ・健康講座(ふれあい講座、からだスッキリ講座)やホームページ、広報、チラシ等の媒体を活用し、自殺予防に関する情報や相談窓口を周知・啓発する。 ＜高齢者世代対策＞ ・民生委員を対象に、ゲートキーパー養成研修を実施する。	継続	健康推進課	

基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり									
重点目標7 男女の性の尊重と健康支援									
男女共同参画基本計画の内容			令和3(2021)年度事業計画	令和3(2021)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和4(2022)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向	主な事業・概要							
55		4.4 地域活動における介護予防の推進 (事業概要) ・介護予防事業を実施します。 ・介護予防活動を推進する高齢者運動サポーター等の育成に努めます。	・住民に対して、地域活動の必要性を伝え、地域で活動することが自身の介護予防につながることを普及啓発する。 ・各種の介護予防事業を実施する。 ・コソコソ貯筋体操センターを拠点に、幅広い対象に対する介護予防活動を推進する。 ・地域主体に取り組む介護予防活動を推進する。 ・介護予防を推進する高齢者運動サポーターの育成を行い、地域において介護予防の理解を深める。 ・くらしのサポートセンターにおいて、積極的に介護予防活動に取り組めるよう支援する。 ・支え合いを推進するため、地域におけるくらしのサポーターの活動を支援する。	○介護予防の趣旨普及 ・健康教育：246回、2,685人 (うち、健康推進課分166回、1,840人) ・健康相談：87回、426人 ・介護予防ファイル、リーフレット及びポスター コミセン、医療機関、関係機関へ配布 ○介護予防教室 ・パワーリハビリ 682回、実461人、延べ16,652人 ・西山いきいき教室 46回、実23人、延べ724人 ○コソコソ貯筋体操(コソコソ貯筋体操センターを含む。) ・体操実施団体数：184会場 ・実3,003人、延べ96,279人 (うち、コソコソ貯筋体操センターは、実218人、延べ8,689人) ○高齢者運動サポーター ・登録者282人(男：女＝1：9) ○くらしのサポートセンター(デイホーム活動) ・実施数：21地区 ・実施日数：4,147日 ・実779人、延べ20,923人(男：女＝1：9) ・援助員研修兼代表者会議：1回、参加45人 ○くらしのサポーター講座 ・実施回数：3回 ・参加者数52人(男：女＝1.3：1)	【効果・成果】 ・男女ともに介護予防の取組を始めたり、継続利用できる環境を提供することができた。 ・高齢者運動サポーター及びくらしのサポーターの活動は、男女ともに取り組みやすい内容にすることで、社会参加の機会を提供することができた。 【課題】 ・介護予防事業への男性の参加が少なく、多様なメニューや男性が活躍できる場の開発が引き続き求められる。 ・くらしのサポートセンターにおいては、男性の参加が少ないため、今後も男性利用者向けのメニュー等の工夫が引き続き必要である。	B	・住民に対して、地域活動の必要性を伝え、地域で活動することが自身の介護予防につながることを普及啓発する。 ・各種の介護予防事業を実施する。 ・コソコソ貯筋体操センターを拠点に、様々な地域、年齢等、幅広い対象に対する介護予防活動を推進する。 ・介護予防を推進する高齢者運動サポーターの育成と支援を行い、地域において介護予防の理解を深める。 ・くらしのサポートセンターにおいて、積極的に介護予防活動に取り組めるよう支援する。 ・支え合いを推進するため、地域におけるくらしのサポーターの活動を支援する。	継続	介護高齢課

基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり
重点目標8 困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備

	項目	26(2014)年度実績値	1(2019)年度実績値	5(2023)年度目標値	根拠等
指標	障がい者の就労を支援する福祉施設を退所して一般就労した人	9人	8人	13人	市第6期障害福祉計画

	3(2021)年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	7(2025)年度
実績	5人				

基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり

重点目標8 困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備

男女共同参画基本計画の内容		令和3(2021)年度事業計画	令和3(2021)年度実績	重点目標に対する効果・成果及び課題	評価	令和4(2022)年度事業計画	実施区分	所管課
No.	施策の方向							
56	19 生活上の困難を抱える人への自立支援	45 子どもを養育する家庭への相談及び支援体制の充実 (事業概要) ・養護面で支援が必要な家庭への支援を継続します。 ・地域の関係機関等と連携した育児相談・子育てを支える体制を充実します。	・母子健康手帳、乳幼児健診、児童家庭相談等の対応において、経済支援が必要な場合は、タイムリーに福祉課等関係課と連携して、支援の検討を行う。	左記のタイミングで、経済的支援が必要な事例を把握し、関係機関と連携した。	B	引き続き、母子健康手帳、乳幼児健診、児童家庭相談等の対応において、経済支援が必要な場合は、タイムリーに福祉課等関係課と連携して、支援の検討を行う。	継続	子育て支援課
57		46 生活困窮者やひとり親家庭等への自立支援 (事業概要) ・国・県の補助事業を活用した支援を実施します。 ・支援制度の情報提供や相談支援を充実します。 ・関係機関と連携した早期の相談支援を実施します。	・自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業、住居確保給付金受付を柏崎市社会福祉協議会に継続して委託する。 ・生活保護世帯、ひとり親世帯(児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成)を対象に学習支援(訪問型、集合型)を実施する。 ・学習支援協力員の確保に努める。 ・定期的に家庭相談や高校中退防止相談を実施する。 ・新型コロナウイルス感染症の影響に対し、関係機関と連携し支援を行う。	委託先の柏崎市社会福祉協議会において各事業を実施した。 ・学習支援について、訪問型は20世帯22名が利用し、延べ609回の支援を行った。生活保護受給世帯とひとり親世帯(児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成)を対象に事業を実施した。学校の長期休業期間中に実施する集合型では年間で38名(延べ177名)が利用した。 ・学習支援協力員6名を新規登録した。また、初めての取組として、学習支援対象世帯にフードパントリー、文房具パントリーを実施した。 ・自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業、住居確保給付金受付を柏崎市社会福祉協議会に委託し実施した。	A	・自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業、住居確保給付金受付を柏崎市社会福祉協議会に継続して委託する。 ・生活保護世帯、ひとり親世帯(児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成)を対象に学習支援(訪問型、集合型)を実施する。また、学習支援協力員の確保に努める。	継続	福祉課
58			・自立支援教育訓練制度や高等職業訓練制度の周知を図るとともに、必要な助言や支援を行う。	・ひとり親家庭への文書発送の際に、自立支援教育訓練制度や高等職業訓練制度のチラシを同封して周知を図った。 ・元気館に教育訓練制度に関する資料を設置した。 ・令和3(2022)年度で高等職業訓練制度について2名が修了した。	B	対象家庭に確実に案内できるよう、ひとり親家庭への文書発送等を活用して情報提供していく。また、制度の問い合わせ時には、どこで制度を知ったのかを可能な範囲でお聞きし、今後の情報発信に活かす。	継続	子育て支援課
59	20 障がいのある人や高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援	47 障がいのある人や高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援 (事業概要) ・相談支援体制の充実に努めます。 ・障がいのある人の社会参加を支える取組を実施します。 ・障がいのある人への理解を促進し、差別解消を推進します。	・適切なサービス利用計画に基づき、障がいのある人の自立を支援する。また、相談支援事業所に委託し必要な情報提供や助言等を行う。	障がいのある人の自立した生活を支えるため、適切なサービス利用のマネジメント(計画相談支援)を月平均障がい者154人、障がい児38人に給付した。また、障害者相談支援事業を市内の5事業所に委託し、情報提供及び助言を延べ2,384件実施した。	B	障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、適正なサービス利用計画に基づき支援する。また、相談支援事業所に助言や情報提供を行い、スキルアップ、体制の充実・強化を図る。	継続	福祉課
60		・地域における認知症に対する正しい理解を促進し、見守り体制の構築に努めます	・地域組織、企業、学校など、様々な対象に講座を実施することで、幅広い世代で認知症を見守ることができる地域を目指す。 ・認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトの活動を推進し、より効果的な講座の実施を図る。	・認知症サポーター養成講座を年9回実施し、176人の認知症サポーターを養成した。 ・キャラバン・メイトである地域包括支援センター職員を講師に依頼し、地域の実情に合わせた講座内容を実施した。	B	・見守り協定企業・市民向けの認知症サポーター養成講座を開催し、幅広い世代で認知症を見守ることができる地域を目指す。 ・認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトの活動を推進し、より効果的な講座の実施を図る。	継続	介護高齢課